令和３年５月27日

会員各位

鎌倉市医師会会長　山口　　泰
公衆衛生担当理事　今井　一登

連携型接種施設、サテライト型接種施設へ移送されるワクチンについて

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。
こちらは鎌倉市医師会HPへもアップロードしていますのでご確認ください。

【こちらの件の問い合わせ先】鎌倉市医師会コロナウイルスワクチン予防接種担当　広崎　繁雄
TEL：0467-22-1245　Mobile：090-8476-1245　Mail to ： kcma.yoboseshu@kcma.jp

---

神奈川県医師会
会長　菊　岡　正　和
（公印省略）

連携型接種施設／サテライト型接種施設へ移送されるワクチンについて

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、県は、別添のとおり、新型コロナウイルスワクチン（以下「ワクチン」）の接種施設が、県の基本型接種施設から提供される医療従事者用ワクチンと市町村の基本型接種施設から提供される住民接種用ワクチンを受け取る際、ワクチン接種円滑化システム（以下「V-SYS」）への登録など輸送に係るトレーサビリティを確保することにより、必要に応じて複数（県と市町村）の基本型接種施設からワクチンを受け取ることができるよう、市町村に事務連絡を発出いたしました。

このことにより、本会としては、医療機関に配送されたワクチンの取り扱いについて、V-SYSへの登録などを実施したうえで、医療機関の裁量により、県提供の医療従事者接種用ワクチンと市町村提供の住民接種用ワクチンのいずれでも、医療従事者及び住民（接種クーポン券を持っている方）に接種することが可能となると解釈いたしております。

つきましては、貴会におかれましても管轄の市町村と十分に連携していただき、貴会会員とともに円滑なワクチン接種体制の構築にご協力いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

お問い合わせ先
新型コロナワクチン接種チーム
県医師会健康医療課　石渡
横浜市中区富士見町３－１
TEL：045(241)7000　FAX：045(241)1464
E-mail： kansensho@kanagawa.med.or.jp

事　務　連　絡
令和３年５月 17 日

各市町村予防接種主管課　御中

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室
ワクチンチーム

連携型接種施設/サテライト型接種施設へのワクチン移送について

本県の健康医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、１つの接種施設で医療従事者向けの「連携型接種施設」と住民向けの「サテライト型接種施設」を兼ねている医療機関のワクチン移送については、厚生労働省の令和３年３月 15 日付け事務連絡（「ワクチン接種円滑化システムにおける施設類型情報の変更について」）にて、ワクチン移送経路のトレーサビリティを踏まえ、「既に基本型接種施設から移送されたワクチンを全て使い切り、在庫がない場合、移送元の基本型接種施設を別の基本型接種施設に変更することが可能」とされています。

本県ではこの趣旨を踏まえつつ、こうした接種施設へのワクチン移送を、より柔軟かつ効率的に行い、市町村の住民接種を一層進めるため、今後は次のとおり運用することとしますのでお知らせします。

１　連携型接種施設/サテライト型接種施設については、トレーサビリティの確保を前提に、必要に応じて、複数の基本型接種施設からワクチンを受け取ることを可能とする。

２　これまでパターン１（※）を選択し、市町村から医療従事者用ワクチンを移送していた連携型接種施設/サテライト型接種施設について、今後の医療従事者用ワクチンの移送は、市町村が既に移送を進めている自院接種の１回目、２回目接種用ワクチンを除き、全て県からの移送とする。

※パターン１医療機関
県と市町村の調整により、市町村の基本型接種施設から医療従事者用ワクチンと高齢者用ワクチンを並行して移送を受けることとなった医療機関

変更点については、別紙のとおりです。

問合せ先
神奈川県医療危機対策本部室
ワクチンチーム
電話　045-285-0762（直通）
メール　kg_vaccine.k8ck@pref.kanagawa.jp

別紙

ワクチンの移送に係る運用の変更について

1　同一施設で住民向け・医療従事者向けワクチンの受取が可能に

従来	今後
県又は市町村のいずれかの基本型接種施設からのみ受取が可能	県及び市町村の基本型接種施設から受取が可能

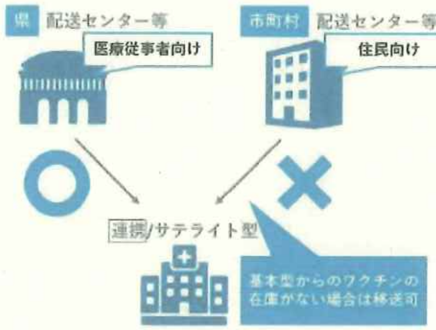

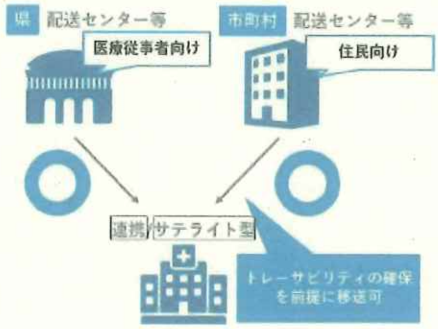

2　医療従事者向けワクチンのパターン１医療機関への移送元が変わります

従来	今後
市町の基本型接種施設から、各市町の配送システムを利用して医療従事者向けワクチンを受け取る	市町から、既に予定された数量のワクチン（自院接種１回目、２回目分）を受け取った後は、県の配送システムを利用してワクチンを発注する

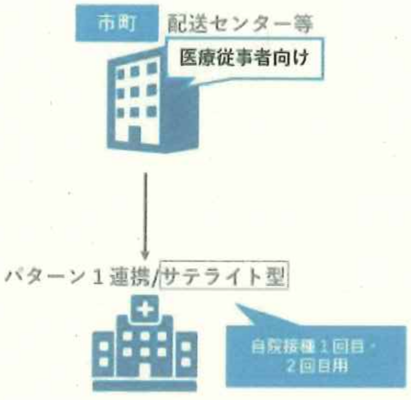

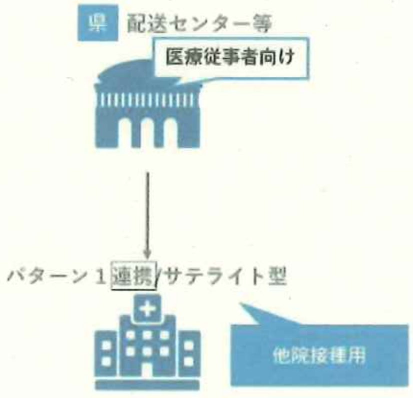

※パターン１の医療機関に今後利用頂く、県の配送システムの利用方法については、別途ご案内します